



中国「民法典」の即席理解術

執筆者: 野村 高志

1. はじめに

内外で大きな注目を集めている中国の「民法典」(全国人民代表大会、2020年5月28日公布)が、2021年1月1日から施行されて3か月以上が過ぎました。歴史的にみれば、1978年に始まる中国の改革開放に伴う法整備が、民法典の登場により完成に至ったものと理解することができます。中国の法制史において、正に画期的な出来事と言えるでしょう。

弊所の中国プラクティスグループでは、民法典が公布された直後の昨年6月から内容の研究を進めてきましたが、このたびその成果を書籍として出版しました(「中国民法典と企業法務—日本企業への影響と変わる取引手法」ぎょうせい刊)。

■出版社の関連 URL: <https://shop.gyosei.jp/products/detail/10696>

同書の「はしがき」では、中国の改革開放路で進められてきた40年以上にわたる法整備の歴史を振り返り、その総仕上げが民法典の登場であったと位置付けています。

民法典は全7編で、第一編「総則」、第二編「物権」、第三編「契約」、第四編「人格権」、第五編「婚姻家庭」、第六編「相続」、第七編「権利侵害責任」(注: 日本民法の「不法行為法」に相当する)からなり、条文も計1260条に及びます。上記の書籍では、民法典の中から、中国ビジネスに従事する日本企業にとって関わりが深い、民法典の第一編「総則」から第四編「人格権」まで及び第七編「権利侵害責任」の中から重要な条項を解説し、これら各編の条文全訳を付しています(親族法及び相続法に相当する第五編と第六編は除く)。企業法務の観点からは網羅的な内容となっており、全体で約450頁という大部な書籍となっています。

民法典は民事法制度の基本的な内容を全般的にカバーしており、中国の民事法制を全体的に理解するためには、民法典を理解することが不可欠となったといえるでしょう。他方で、その条文数の多さゆえに、解説書も条文和訳も分量が多くなるのは当然とも言えますが、簡便に全体像を把握するのは少々難しい面もあるように思われます(なお、本「中国ニューズレター」の昨年12月号及び本年2月号でも、民法典の重要なポイントを解説していますが、それらも結構な分量となっています)。

そこで本稿では、民法典の全体像を「ざっくり」掴んでいただく目的で、第一編「総則」から第四編「人格権」までと第七編「権利侵害責任」の内容について、更にコンパクトに概要を整理したいと思います。皆様のご参考になればと願っています。民法典の具体的な内容にご関心のある方は、ぜひ上記書籍もご参照頂けますと大変幸いです。

本稿は、みずほ銀行発行のMizuho China Monthly(2021年4月号)掲載原稿をもとに加筆修正したものです。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 (E-mail: newsletter@nishimura.com)

© Nishimura & Asahi 2021

2. 民法典の構成等

「民法典」は、これまで制定されてきた民事法に関する民法通則、民法総則、物権法、担保法、契約法、権利侵害責任法、家族法、相続法や、これらに関連する下位法令・司法解釈等が、一つの法典として整理・統合され、また内容の一部が改正されており、中国民事法の集大成といえるものです。大きな構成は以下の通りであり、日本民法とも相当似ているように思われます。

- 第一編 総則
- 第二編 物権
- 第三編 契約
- 第四編 人格権
- 第五編 婚姻家庭
- 第六編 相続
- 第七編 権利侵害責任

民法典の全体を見ると、そのおよそ 7 割弱の条文の内容は、従前の個別の民事法令(単行法)における同趣旨の規定の内容を、ほぼ踏襲したものといえます(特に修正が加えられることなく民法典に取り入れられた条文のほか、形式的な文言の調整がなされたに止まる条文も含まれます)。

また、2 割程度の条文では、従前の民事法令における規定の内容から改正がなされています(用語の調整・修正がなされたものの実質的な制度変更を伴わない箇所も少なくありません)。

そして、およそ 1 割強の条文が、今般の民法典で新たに置かれた追加・新設の条項となっています(全く新しい制度・法規範を創設するもののほか、既存の関連する司法解釈や法令規定の内容を取り入れたに止まるものもあります)。

3. 各編の概要

以下では、第一編「総則」から第四編「人格権」まで及び第七編「権利侵害責任」について、上記「中国民法典と企業法務」の第 1 編第 2 章「民法典の概要」の内容を基に、各編の概要、主な改正点と改正の度合い、日本民法との対比などを紹介します。

(1) 総 則

総則は、2017 年施行の「民法総則」をベースとしており、民法典における改正点は、あまり見られません。この中には、日本の民法総則でも馴染みのある概念が多数登場します。但し、法人の中には全民所有制企業、集団所有制企業のような社会主義市場経済に特有の形態も見られます。また、訴訟時効は、法定の期間経過により訴訟上の請求権が消滅するというものであり、実体法上の権利の取得又は消滅を認める日本の時効制度と異なる点に注意を要します。主に以下の内容が定められています。

- ① 自然人: 権利能力・行為能力、監護、失踪宣告等
- ② 法人: 法人の権利能力・行為能力等、営利法人・非営利法人、特別法人等
- ③ 非法人組織: 個人独資企業、パートナーシップ企業等
- ④ 民事権利: 人身上の権利、財産権、知的財産権、データ・仮想資産の保護等
- ⑤ 民事法律行為: 意思表示の効力発生・撤回・解釈原則等、無能力者・制限能力者の法律行為、虚偽表示・錯誤による法律行為の効力、法律行為の条件期限等
- ⑥ 代理制度: 代理の効果、無権代理、表見代理等
- ⑦ 民事責任: 義務違反に伴う責任の種類、不可抗力・正当防衛等
- ⑧ 訴訟時効
- ⑨ 期間の計算方法

(2) 物 権

物権は 2007 年施行の「物権法」をベースとしており、多くの条項が旧法の規定等を踏襲していて、基本的な概念や制度については大きな変更はありません。日本の民法との大きな相違点は不動産制度に見られます。即ち、土地の私有は認められておらず、国等の所有に属するものとされ、企業や個人は土地使用権を有することができるに止まる点が挙げられます。なお担保物権で

は、抵当権・質権・留置権など、日本法のご概念と類似する制度も存在します(もともと、日本の民法では動産に対する抵当権設定が認められないのに対し、中国では、工場の生産設備、原材料、製品・半製品といった動産に対して抵当権を設定できるという相違点もあります)。主に以下の内容が定められています。

- ① 通則: 物権の設定・変更・譲渡・消滅、物権の効力(返還請求権、妨害排除・予防請求権、原状回復請求権、損害賠償請求権)等
- ② 所有権: 国等の所有権(公有制)、私人の所有権、区分所有権、相隣関係、共有、善意取得等
- ③ 用益物権: 建設用地使用権、居住権、地役権等
- ④ 担保物権: 抵当権(一般抵当権・根抵当権)、質権(動産質権・権利質権)、留置権等
- ⑤ 占有: 占有者と権利者の関係、占有者の権利等

民法典における大きな改正点としては、次のようなものがあります。

- 居住権制度(新設)
- 流抵当・流質の合意の効力(改正)
- 動産抵当の登記機関(改正)
- 動産売買代金担保抵当権の効力(新設)
- 物の付合等による所有権取得(新設)
- マンション等の区分所有権(改正)
- 住宅用建設用地使用権の期間満了時の自動更新(改正)

(3) 契 約

契約は、1999年施行の契約法(保証については1995年の担保法)をベースとしており、多くの条項で改正や新設がなされています。これは、契約法が制定されてから既に20年以上経過しており、その間の社会経済の変化や新たな取引実務の登場・発展に対応するために、多くの改正を必要としたと考えられます。

物権に比べると、日本の民法の同種の規定との差異は少ないと思われませんが、日本の民法にはない契約類型の規定も見られます。例えば、ファイナンスリース契約、ファクタリング契約¹(今回の民法典により新設)、技術譲渡契約・ライセンス契約、物件管理サービス契約といった契約類型について、独立の章を設けて規定されています。主に以下の内容が定められています。

- ① 通則: 契約の締結、効力、履行、保全(債権者代位権・債権者取消権)、契約の変更・譲渡、解除、違約責任等
- ② 売買契約(所有権留保を含む)
- ③ 電気・水・ガス等のライフライン供給使用に関する契約
- ④ 贈与契約
- ⑤ 金銭貸借契約
- ⑥ 保証契約
- ⑦ 賃貸借契約
- ⑧ ファイナンスリース契約
- ⑨ ファクタリング契約
- ⑩ 請負契約
- ⑪ 建設工事契約
- ⑫ 技術契約
- ⑬ 委任契約
- ⑭ 運送契約、寄託契約、倉庫保管契約
- ⑮ 物件管理サービス契約
- ⑯ 取次契約、仲介契約
- ⑰ 組合契約(パートナーシップ契約)
- ⑱ 準契約: 事務管理(「無因管理」と呼ばれる)、不当利得

¹ ファクタリング契約は、「売掛金の債権者が既存又は将来の売掛金をファクターに譲渡し、ファクターが融資、売掛金の管理又は取立て、売掛金の債務者の支払の担保等のサービスを提供する契約」をいいます(第761条)。

民法典における大きな改正点としては、次のようなものがあります。

- 電子的手段による契約の締結(新設)
- 定型約款に関する規制(改正)
- 選択債権制度(新設)
- 連帯債務等、複数当事者の債権債務に関する規律(新設)
- 第三者による契約の履行に関する規律(新設)
- 債権者代位権・債権者取消権に関する規律の整理(改正)
- 債権譲渡:譲渡禁止の合意の対第三者効(新設)
- 債務引受制度(「債務の移転・債務への加入」と呼ばれる)(新設)
- 受領遅滞に関する規律(新設)
- 売買契約:所有権留保に関する規律の整理(改正)
- 保証契約に関する規定(新設、旧担保法から移植)
- 賃貸借契約:期間満了時の賃借人の優先賃借権(新設)
- ファクタリング契約に関する規定(新設)
- 物件管理サービス契約に関する規定(新設)
- 組合契約(パートナーシップ契約)に関する規定(新設)
- 準契約:事務管理(「無因管理」と呼ばれる)、不当利得に関する規定(新設)

(4) 人格権

人格権は、今般の民法典において初めて独立の項目として新設されたものであり、他の編のように、その基礎となる旧法が存在しません(1987年に制定公布された民法通則の中にごく簡単な規定があったに過ぎません)。そのため、今回の民法典で初めて具体的な規定が置かれたものが多く、8割強の条文が新設の規定となっています。その中には、①肖像権、②セクシャルハラスメント、③プライバシー及び個人情報保護、④名誉権など、現代社会における個人の重要な権利として我々にも馴染みがあり、企業のビジネス活動にとっても重要な意味を持つ権利等が規定されています。そのため、民法典の中でも人格権部分に関する関心は、日系現地法人を含めて非常に高いように思われます。具体的には次のような内容が定められています。

- ① 通則:人格権の享有主体や処分等に関する規律
- ② 人格権侵害があった場合の民事責任:侵害停止、妨害排除、危険除去、影響除去、名誉回復、謝罪等の請求権、訴訟時効の不適用等
- ③ 生命権、身体権、健康権:臓器提供、ゲノム・ヒト胚等に関する治験・研究等
- ④ セクシャルハラスメントに関する規定
- ⑤ 氏名権・名称権
- ⑥ 肖像権:侵害行為の定義、同意なく肖像使用ができる範囲等
- ⑦ 名誉権・栄誉権:報道等による名誉毀損が権利侵害とならない場合の基準、権利侵害となる報道等に対する訂正・削除請求権等
- ⑧ プライバシー権・個人情報保護:プライバシー侵害行為の定義、個人情報処理の原則、個人情報主体の情報処理者に対する閲覧・異議申立て・訂正・削除等の請求権

(5) 権利侵害責任

権利侵害責任は、2009年施行の権利侵害責任法をベースとしており、半数以上の条項で改正や新設がなされています。日本の不法行為法に相当するもので、類似する法概念や用語も多数見受けられます。また、知的財産権侵害における懲罰的賠償を規定したり、ネットワークを通じた権利侵害について具体的な規定を置いていたり、環境汚染に関する重い責任を規定している点等は、中国社会が抱える問題の状況を反映したものであり興味深く思われます。具体的には次のような内容が定められています。

- ① 一般規定：権利侵害責任の内容、共同不法行為、過失相殺、自ら危険に接近した場合の規律等
- ② 損害賠償：賠償の範囲、知的財産権侵害における懲罰的賠償
- ③ 未成年等による権利侵害行為の場合の後見人の責任
- ④ 使用者責任
- ⑤ ネットワークを通じた権利侵害におけるネットワークサービス提供者(プロバイダ)の責任：被害者から通知を受けたネットワークサービス提供者の被疑侵害者への転送義務・措置義務、義務を怠ったネットワークサービス提供者の責任等
- ⑥ 製造物責任
- ⑦ 環境汚染・生態破壊による責任：懲罰的賠償、政府部門による修復請求・賠償請求等
- ⑧ その他：自動車交通事故責任、医療損害責任、高度危険作業従事者の責任、動物飼育者の責任、建築物等の建築施工者等の責任

民法典における大きな改正点としては、次のようなものがあります。

- 故意による知的財産権侵害の場合の懲罰的賠償(新設)
- ネットワークを通じた権利侵害におけるネットワークサービス提供者(プロバイダ)の責任(新設)
- 環境汚染等による責任における懲罰的賠償、政府部門による修復・賠償請求の制度(新設)

4. 終わりに

このように、民法典の全体像を眺めてみると、日本の民法を学ばれたことのある方には馴染みのある概念や用語も多く見られると思われたのではないのでしょうか。民事法分野においては、日中の法制度には共通・類似する点多々あります。また、ファクタリング契約のような比較的新しい取引手法や法的問題については、中国の法律の方が明文で具体的な規定を置いている例も少なくありません。本稿が、皆様が民法典をより深くかつ身近なものとして理解されるための一助になればと願っております。



のむら たかし
野村 高志

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 上海事務所首席代表

ta.nomura@nishimura.com

1998年弁護士登録。2001年より西村総合法律事務所に勤務。2004年より北京の対外経済貿易大学に留学。2005年よりフレッシュフィールドズブルックハウスデリンガー法律事務所(上海)に勤務。2010年に現事務所復帰。2012-2014年 東京理科大学大学院客員教授(中国知財戦略担当)。2014年より上海に駐在。

中国内外の M&A、契約交渉、知的財産権、訴訟・紛争、独占禁止法等を主に取り扱う。ネイティブレベルの中国語で、多国籍クロスボーダー型案件を多数手掛ける。

主要著作に「中国での M&A をいかに成功させるか」(M&A Review 2011 年 1 月)、「模倣対策マニュアル(中国編)」(JETRO 2012 年 3 月)、「中国現地法人の再編・撤退に関する最新実務」(「ジュリスト」(有斐閣)2016 年 6 月号 (No.1494))、「アジア進出・撤退の労務」(中央経済社 2017 年 6 月)等多数。

当事務所の中国プラクティスは、日本と中華人民共和国間の国際取引および中国内の法務案件にとどまらず、香港・台湾・シンガポール等の中華圏やその他の国・地域に跨るクロスボーダーの国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、対日・対中投資、企業買収、契約交渉、知的財産権、コンプライアンス、独占禁止法、ファイナンス、労働、訴訟・紛争等の取引について、豊富な実務経験のある日本および中国の弁護士が中心となってリーガルサービスの提供を行っています。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく最新の法務関連情報を発信することを目的として発行しております。

東京事務所 中国プラクティスチーム

〒100-8124 東京都千代田区大手町 1-1-2
大手門タワー
Tel: 03-6250-7234 Fax: 03-6250-7200
E-mail: eapg@nishimura.com
URL: <https://www.nishimura.com>

北京事務所

〒100025 北京市朝陽区建国路 79 号
華貿中心 2 号 写字樓 4 層 08 号
Tel: +86-10-8588-8600 Fax: +86-10-8588-8610
E-mail: info_beijing@nishimura.com

上海事務所

〒200040 上海市静安区南京西路 1601 号
越洋広場 38 階
Tel: +86-21-6171-3748 Fax: +86-21-6171-3749
E-mail: info_shanghai@nishimura.com